

様式第 17 の 4 の 2 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 音声伝送交換機能、MNP 転送機能及びSMS 伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務に係る費用	契約数連動費用	トラヒック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価		
					音声伝送交換機能	MNP 転送機能	SMS 伝送交換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費							
研究費償却							
減価償却費							
固定資産除却費							
通信設備使用料							
租税公課							
合計							

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同項第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同項第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）別表第三の「音声伝送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役務に係る費用	回線容量課金対象外費用	回線容量課金対象費用	接続料対象外費用	接続料原価
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産除却費					
通信設備使用料					
租税公課					
合計					

注 1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 1 号に掲げる部分の接続料をいう。

2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあっては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

- 注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。
- 2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

- 注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。
- 2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。
- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。
- 4 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交換機能に算入する営業費の額	データ伝送交換機能に算入する営業費の額	MNP転送機能に算入する営業費の額	SMS伝送交換機能に算入する営業費の額
営業費				
電気通信の啓発活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

- 注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。
- 2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。
- 3 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。